

所得税の減税

1. 概要

以下の措置について、令和7年12月の年末調整から適用

所得税の基礎控除の引上げ

- ・物価動向を勘案し最高48万円から**10万円（20%程度）**引き上げ、最高58万円に
- ・低～中所得者の税負担に配慮し、**所得階層ごとに控除を最高37万円上乘せ**

給与所得控除の最低保障額の引上げ

- ・物価上昇への対応とともに、**就業調整にも対応**
- ・最低保障額を55万円から**10万円**引き上げ、**65万円**に

2. 改正による効果

- ✓ 課税最低限を103万円から**160万円**に引き上げ
- ✓ 対象となる納税者（5,600万人）について**1人2万円以上の税負担減**

【一人当たり減税額】

| 給与収入 | 減税額 |
|-------------|-----------|
| 200万円 | 2.4万円 |
| 300万円 | 2.0万円 |
| 400万円 | 2.0万円 |
| 500万円 | 2.0万円 |
| 600万円 | 2.0万円 |
| 800万円 | 3.0万円 |
| 850～2,545万円 | 2.0～4.0万円 |

（注1）税額は、所得税のみを含んでいる。

（注2）単身の給与所得者を想定。税額の計算に当たり、所得控除については、一定の社会保険料控除及び基礎控除のみを勘案している。

※税制改正の詳細については、以下のリンクをご参照ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei25.html